

令和6年第2回白鷹町議会定例会 第8日

追加変更議事日程

令和6年6月13日(木) 午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 請第 1号 ガザ地区での即時停戦を求める意見書提出について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第3 発議第2号 イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める決議について
- 日程第4 議第49号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第50号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第6 議第51号 財産の処分について
- 日程第7 報第 1号 令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会)

○出席議員(12名)

1番	菅原隆男	議員	2番	衣袋正人	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	佐々木誠司	議員	6番	丸川雅春	議員
7番	金田悟	議員	8番	笹原俊一	議員
9番	山田仁	議員	10番	関千鶴子	議員
11番	今野正明	議員	12番	遠藤幸一	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	田宮修
教育長	衣袋慶三
総務課長	長岡聡

税務出納課長	高	橋	浩	之
企画政策課長	加	藤	和	芳
町民課長	大	木	健	一
健康福祉課長	永	沢	照	美
商工観光課長	黒	澤	和	幸
農林課長併 農業委員会事務局長	橋	本	秀	和
林政課参与 (兼)課長	永	野		徹
建設課長	菊	地		智
上下水道課長	鈴	木	克	仁
病院事務局長	片	山	正	弘
教育次長	橋	本	達	也
監査委員	竹	田	謙	一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小	林		裕
補佐	大	瀧	勇	祐
書記	竹	田	雅	紀子

○開議の宣告

○議長（菅原隆男） ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和 6 年第 2 回白鷹町議会定例会 8 日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（菅原隆男） 本日の会議は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第 1、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 山形県町村議会議長会臨時総会。6 月 3 日。三川町。

令和 5 年度会務報告及び決算を認定し、各地方提出の重要事業等要望 12 件を採択し、国、県に対し実行運動を展開することに決定した。置賜地方町村議会議長会からは、「自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について」、「遊休施設の解体・撤去費用に対する支援の充実について」及び「置賜地域における主要道路網の整備促進について」の 3 議題を提出した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○請第 1 号の報告、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第 2、請第 1 号 ガザ地区での即時停戦を求める意見書提出について（総務厚生常任委員長報告）を議題といたします。

本件につきましては、第 1 回白鷹町議会定例会において、総務厚生常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、総務厚生常任委員長より審査結果の報告を求めます。総務厚生常任委員長、笹原俊一君。

〔総務厚生常任委員長 笹原俊一 登壇〕

○総務厚生常任委員長（笹原俊一） 請願審査報告を行います。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第 93 条第 1 項の規定により報告します。

記。

受理番号、請第1号、付託年月日、令和6年3月6日、件名、ガザ地区での即時停戦を求める意見書提出について、審査結果、不採択とすべきもの。

請願審査の際の各議員の主な意見を申し上げます。

人権を考慮して採択すべきである。外交問題は慎重にすべきである。国として即時停戦を呼びかけており、町議会として出す必要はないのではないかと。即時停戦は願うところであるが、外交問題は権限外であり、他の自治体に広がっていないのもそのことが要因ではないかなどの意見が出されました。

採決の結果、採択すべきものとするに賛成少数で不採択となりました。

以上であります。

○議長（菅原隆男） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

それでは、委員長報告が不採択とすべきものですので、まず、原案に対し、賛成の方の発言を求めます。5番、佐々木誠司君。

〔5番 佐々木誠司 登壇〕

○5番（佐々木誠司） ガザ地区での即時停戦を求める意見書提出についての請願を採択すべきとするに賛成の立場からの討論を行います。

私は、弱い立場の方々を目に向け、耳を傾け、そして少しでも光が当たるように工夫をすることが議会議員としての信条の第一と考えております。私だけではなく、ここにおられる議員の方々皆様もそれは同じ考えなのではないかと思っております。それは、地元地域や町民の方々、国民に対してのみならず、世界の弱い立場の方々に対しても思いは同じであります。

このたびの中東イスラエル、パレスチナ自治区ガザ地区での戦闘行為は現在も続いております。ガザ地区保健当局の発表によると、これまでの犠牲者は3万7,000人を超えております。国際連合の安全保障理事会では10日、アメリカが公表した6週間の停戦と人質解放を含む3段階から成る新たな提案について、戦闘当事者双方に合意をし、実行するよう求める決議が日本を含む14の理事国の賛成により採択されました。しかし、双方の主張の隔たりは依然として埋まっておらず、提案を受け入れ、実際に交渉が進むかは先行きが不透明な状況だと言われており、各国によるさらなる外交努力が求められます。

このような深刻な人道状況を連日のマスコミによる報道などで目の当たりにし、白鷹町民を含む多くの日本国民の方々が心を痛めておられます。町内では、3月定例会での請願審査の結果を受け、これまで様々な方から、目を背けることができない、または何

とか助けてもらいたいなどたくさんの声をお聞きしました。町民の方々の関心がいかに高いかがうかがえます。また、国内では、1,788の都道府県、市町村のうち、パレスチナでの即時停戦を求める議決または意見書提出の請願を採択した地方議会の数が5月15日時点で既に東京都をはじめ300となっております。これは6月定例会を経てその数はさらに増えており、国内でのいかに関心が高いかがうかがえます。

全国町村議会議長会が編集を行った議員必携の中で、権限外の事項と意見書の取扱いの項目の一文に「外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは一般的に好ましくないとされているので、慎重な配慮が必要である」とあり、これが請願不採択とすべき理由の一つにありました。しかし、併せて次の文言に「しかし、請願等の内容が、広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ、住民の関心が高いものについては、公益に関する事件として認められる限り、その請願を採択し、その趣旨の実現を図るため、意見書を議決して、国会または関係行政庁に提出することができる」とあります。

このたびの意見書の提出を求める請願は、国際社会としても広く社会一般の福祉の改善を求めるもので、重大な人道問題であります。町内でも、近隣の国から度々日本海や太平洋に向けて弾道ミサイルのようなものが放たれ、そのたびに注意を呼びかける昨今、これがもし日本の国土を標的とされるようなこととなれば、我々の財産が失われるだけでなく、命をも奪われかねない重大な損益となります。

ガザ地区での問題は対岸の火事ではありません。そのような事態からあらかじめ我が身を守り、白鷹町民の生活基盤を守るためには、世界の全ての人々がひとしく恐怖と欠乏から逃れ、平和のうちに生存する権利を有し、国際社会が常に平穏でなければならないと考えます。ガザ地区での惨劇を見過ごすことなく、白鷹町民の代表として、世界平和の安定に向けた第一歩となるよう、一刻も早い恒久的な停戦を呼びかける必要があると考えます。

地方自治法第1条の2において、国際社会における国家としての存立に関わる事務、いわゆる外交は国の役割と定められており、地方公共団体の権限が及ばないことは当然のことです。しかし、同じく第99条に基づき意見書を国会または関係行政庁に提出することは、私たち地方議会に与えられた当然の権利でもあります。このたびの請願の趣旨は、国際連合安全保障理事会での日本政府の立場を否定する内容のものではなく、むしろ今後における日本政府の外交努力に対し、日本国民の一員として応援をする、後押しをするという意が込められているものと理解します。そもそも、第99条に外交問題に関する意見書を提出することは好ましくないというような趣旨の文言は見当たりません。さらに、この問題は外交問題である以前に重大な人道問題であると捉えるべきと考えます。

請願審査で不採択とすべきとされたもう一つの理由の一つに、近隣置賜地域の我が町

以外の町と隣の長井市に同様の請願が出されていないからというものもありました。

私たちは白鷹町民の方々から負託を受けてこの場所におります。現にこの請願は、白鷹町民の有志の方々からこの白鷹町議会に提出された請願であります。我が町民から託された願いであるということをも最優先に捉え、さらには、山形県議会をはじめ、鶴岡市、庄内町、大江町、大石田町、さらには村山市、米沢市、南陽市、尾花沢市でも同じような住民からの同様の請願の提出または議員発議などがなされ、採択すべき、または決議とされた自治体も既に5か所以上出ていることも考慮すれば、近隣市町と足並みをそろえなければならないという道理は果たしてそこにあるのでしょうか。近隣市町に請願がないのであれば、むしろ先駆けとなり、模範となって、この人道問題の解決に向け、町民の方々と共にこの行動を広めようと努めようではありませんか。

請願審査での賛成委員のご意見の中に、人道問題である、何かしらアクションを起こすべきというご意見がありました。私も大きく賛同いたします。

以上のことから、ガザ地区での即時停戦を求める意見書提出についての請願は採択すべきものと申し上げ、討論を終わります。

○議長（菅原隆男） 次に、原案に対し、反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、これより採決いたします。この採決は起立により行います。

委員長報告が不採択ですので、請願原案について採決します。

請第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 起立少数。よって、請第1号は不採択と決しました。（「議長」の声あり）

12番、遠藤幸一君。

○12番（遠藤幸一） イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める決議の動議を提出したいと存じます。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ただいま賛成の方がありました。動議は成立いたします。

直ちに日程追加をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ここで暫時休憩いたします。再開を3時20分といたします。

休 憩 （午後3時15分）

再 開 （午後3時20分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第3、発議第2号 イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番、遠藤幸一君。

〔12番 遠藤幸一 登壇〕

○12番（遠藤幸一） 発議第2号 イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める決議について。

上記議案を、別紙のとおり白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出者、遠藤。賛成者、笹原、今野、山田、金田、丸川の各議員でございます。

趣旨を説明いたします。

イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める決議。

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多くの尊い人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

国際連合安全保障理事会では、戦闘終結を含む停戦案が初めて採択された。世界中の人々がこの事態に心を痛み、一刻も早い解決を希求しており、平和都市宣言を掲げ、恒久平和の確立を全世界に呼び掛けてきた白鷹町としても、その願いを共有し、実現を求めるものである。

よって、白鷹町議会は、これ以上の民間人の命が犠牲とならないよう、全ての当事者が国際法を遵守し、即時停戦と人質の即時解放、人道支援物資と医療の提供を通じた人道危機の改善を強く求めるものである。

以上、決議する。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。なお、採決は起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第49号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第49号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、白鷹中学校体育館等改修工事について、条件付き一般競争入札の結果に基づき契約を締結するため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第49号 白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の締結について。

町は、下記により白鷹中学校体育館等改修工事請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、白鷹中学校体育館等改修工事。

2、契約の方法、条件付き一般競争入札。

3、契約金額、2億20万円。

4、契約の相手方、山形県西置賜郡白鷹町大字滝野764番地1、共栄建運株式会社
代表取締役 新野吉彦。

工事の概要について申し上げます。

本工事につきましては、教育環境の向上を図るため、中学校体育館の床改修、空調設備の設置、照明のLED化のほか、トイレの洋式化、普通教室の床改修を行うものであります。

財源につきましては、学校施設環境改善交付金等を活用するものでございます。

工期は、令和7年2月28日を予定しております。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第50号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第50号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、町民武道館空調設備整備工事について、条件付き一般競争入札の結果に基づき契約を締結するため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第50号 町民武道館空調設備整備工事請負契約の締結について。

町は、下記により町民武道館空調設備整備工事請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、町民武道館空調設備整備工事。

2、契約の方法、条件付き一般競争入札。

3、契約金額、5,445万円。

4、契約の相手方、山形県西置賜郡白鷹町大字滝野764番地1、共栄建運株式会社代表取締役 新野吉彦。

工事の概要について申し上げます。

本工事につきましては、部活動やスポーツ少年団等で利用する町民武道館の環境向上を図るため、町民武道館に空調設備を整備するものでございます。

財源につきましては、学校施設環境改善交付金等を活用するものでございます。

工期は、令和7年2月28日を予定しております。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第50号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第51号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第51号 財産の処分についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、黒鴨分収林の分収契約の解除に当たり、町が保有する立木を処分するため提案するものであります。

内容につきましては林政課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） ご説明いたします。

議第51号 財産の処分について。

町は、下記のとおり財産を処分したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、処分する財産。

種類 立木（スギ）

所在 白鷹町大字黒鴨字大平2111番1外。

数量 3万3,809立方メートル。

2、処分の方法。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約による売払い

3、売払い予定価格。

2,289万3,100円。

4、売払いの相手方。

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2383番地1、認可地縁団体 鮎貝自彊会 理事長 後藤敬一郎。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第51号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○報第1号の上程、報告、質疑

○議長（菅原隆男） 日程第7、報第1号 令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました報第1号 令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度に設定した繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越した内容について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書により報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご報告申し上げます。

令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、住民基本台帳システム改修業務（氏名の振り仮名法制化対応業務）189万円。3項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修業務355万

3,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、低所得者支援及び定額減税補足給付事業（低所得者支援分）1,760万4,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業（システム改修業務）32万3,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業1 億180万円、担い手確保・経営強化支援事業525万7,000円。2 項林業費、林道沼平線道路改良事業1,460万円。

7 款商工費、1 項商工費、飲食店等応援緊急経済対策事業（感染症対応分）1,320万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、緊急自然災害防止対策事業（道路防災）3,187万円。

合計9 事業、1 億9,009万7,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

本件は報告事項でありますので、報告を受けたこととしたいと思います。

○議員派遣の件

○議長（菅原隆男） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

内容を議会事務局長に説明いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） ご説明申し上げます。

議員派遣の件。

白鷹町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1. 第41回町村議会広報研修会。

（1）目的、議会広報の向上発展に資する。

（2）派遣場所、山形市。

（3）期間、令和6年7月17日。

（4）派遣議員、議会広報特別委員会委員5名。

2. 議員管外研修。

（1）目的、議会活性化、子育て政策等について。

（2）派遣場所、島根県奥出雲町及び飯南町。

（3）期間、令和6年7月24日から7月26日。

（4）派遣議員、議員全員。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議員派遣の件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（菅原隆男） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議がないので、よって、本件は申出書のとおり継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（菅原隆男） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、このたび本日6月13日をもってご退任なさいます竹田謙一監査委員が議場におられますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○監査委員（竹田謙一） 監査委員を退任するに当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

私は平成28年6月に白鷹町監査委員に任命いただきました。2期8年にわたり監査委員として業務に携わらせていただきました。しょせん監査業務に対しての知識や能力もないままに引き受けたこともあり、果たして町行政の充実発展や、とりわけ財務事務の適正化のためにどれだけ力を注げたかと思うと、反省をすることばかりでございますが、ただ、長い間、県の仕事に携わったこともありまして、その経験を少し監査業務に生かすことができたのかなと思っているところでございます。

監査業務を通して感じさせられたことは、職員の皆さんが町民の生活や福祉の向上のために真剣になって業務を遂行されていること、そして、それが一つ一つ積み上げられてきて成果を上げられていること、このことに感心させられることが多くありました。

私が業務に就いたときは、町は第5次総合計画後期基本計画に基づいた様々な事業の展開、それから複合施設の整備事業の推進、また度重なる豪雨災害への対応など、これらの業務に尽力されておりました。今は立派にその成果を成し遂げられております。その後も、人口減少や少子高齢化の進む中で、様々な課題に対応しながら事業の展開がなされてきました。このようなときに8年間監査業務に携わらせていただいたことに改めて心より感謝を申し上げます。

結びになりますが、町議会議員の皆様、そして佐藤町長はじめ職員の皆様のご活躍と白鷹町の一層の発展を心よりご祈念申し上げまして、御礼の挨拶にいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（菅原隆男） 竹田監査委員、ありがとうございました。

ここで、議会を代表いたしまして、私からも一言申し上げたいと思います。

竹田監査委員におかれましては、2期8年という長きにわたり、地方自治の本旨に沿い、公正、適正な監査の執行に当たっていただくとともに、議会に対しましても懇切丁寧な対応と気配りをしていただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

今後は健康には十分ご留意されましてご活躍されますことをご祈念申し上げ、議会を代表しまして御礼の言葉といたしたいと思います。8年間ありがとうございました。

これをもって令和6年第2回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時43分〉